

指定介護予防支援事業所地域包括支援センター中条愛広苑運営規程

(趣旨)

第1条 この運営規程は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業を行う医療法人愛広会が開設する指定介護予防支援事業所地域包括支援センター中条愛広苑（以下「事業所」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の運営)

第2条 事業所は、法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省告示第37号）に規定する事業（以下「事業」という。）を実施するものとする。

(事業所の名称及び位置)

第3条 事業所の名所及び位置は、次のとおりとする。

名称	指定介護予防支援事業所地域包括支援センター中条愛広苑
位置	胎内市十二天91番地

(事業の運営方針)

第4条 事業所は、関係法令及び利用者との契約に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう配慮するものとする。

2 事業所は、利用者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なサービスが受けられるよう、サービス事業所、主治医、医療機関、市の関係部署等の関係機関との連携を深めるとともに、多様なサービスや地域の社会資源を活用し、総合的かつ効果的な計画書を立案し提供できるよう努めるものとする。

3 事業所は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、特定のサービス種類・特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正・中立な立場で業務を行うものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

5 管理者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業の内容)

第5条 事業所は、前条に掲げる運営基本方針のもと、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防サービスの利用希望者に対し、介護予防支援サービス利用契約を締結し、介護予防支援サービス重要事項説明書の説明と掲示を行うこと。

(2) 介護予防サービス・支援計画書（以下「計画書」という。）の作成及び交付に関すること。

変更後

- (3) 事業の委託及び委託業務の実施状況の確認、委託料の支払いに関すること。
- (4) 介護予防サービス及び介護保険以外の保健福祉サービス等の利用調整に関すること。
- (5) サービス担当者会議の開催に関すること。
- (6) 計画書の実施状況の把握に関すること。
- (7) 計画書に記載された目標の達成状況の確認及び評価に関すること。
- (8) 予防給付サービスの介護保険給付の管理及び介護報酬の受領に関すること。
- (9) 利用者の要支援認定等に係る申請手続き、介護保険以外の保健福祉サービスの手続きに必要な協力・援助に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、介護予防ケアマネジメントに関する事業を行うこと。
- (11) 胎内市の成年後見機能強化型地域包括支援センター（成年後見利用促進中核機関に関する業務を含む）として、権利擁護の相談支援に関すること。

（事業の委託）

第6条 事業所は、前条各号に掲げる事業の一部を市が指定する指定居宅介護支援事業所に委託することができるものとする。

（職員の配置）

第7条 事業所には、この事業を実施するため管理者を置くこととし、次に掲げるいずれかの職種の常勤職員を1人以上置くものとする。

- (1) 保健師又は保健師に準ずる者

保健師に準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に経験のある看護師

- (2) 社会福祉士
- (3) 主任介護支援専門員
- (4) 介護支援専門員

2 前項に掲げる職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者

管理者は、従業者の管理、事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 従業者（保健師又は保健師に準ずる者、社会福祉士及び介護支援専門員）

従業者は、第5条に規定する介護予防支援の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日次に掲げる日を除いた月曜日から金曜日までとする。

ア. 土曜日及び日曜日

イ. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ. 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに規定する日を除く。）

エ. その他法人が特に定めた日

- (2) 営業時間午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制を執るものとする。

変更後

（事業の利用料）

第9条 指定介護予防支援の利用料の額は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）で定める額とし、利用者から徴収する。ただし、その介護予防サービス計画費が保険給付の対象となるときは、当該額を介護保険者から徴収するものとする。

（緊急時の対応）

第10条 事業のサービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医や家族への連絡等の必要な措置を講じるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 事業所の通常の事業のサービス提供区域（以下「区域」という。）は乙地域全域及び旧本条小学校区、旧高浜小学校区、中条中学校区の一部（若松町、二葉町）とする。

ただし、区域の利用申込者に対し適切な事業を提供することが困難であると認められるときは、市内の他の区域を担当する指定介護予防支援事業者がその利用者の介護予防支援の提供を行うことができるものとする。

（虐待の防止）

第12条 管理者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- （2）事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者及び担当者を置くこと。

（ハラスメントの防止）

第13条 管理者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、現場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第14条 管理者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 管理者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 管理者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 管理者は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持)

第16条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業者は、職員であった者がその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、サービス担当者会議等において、個人情報を用いるときは利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いるときは当該家族の同意を、あらかじめ文章により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第17条 事業所には、苦情解決責任者1人及び苦情受付担当者1人を置くとともに、第三者委員2人を選任し、自らが提供した介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置づけた介護予防サービス等に関して、利用者等から苦情が合ったときは、迅速かつ適切に必要な対応を行うものとする。

(掲示)

第18条 事業所には、その見やすい場所にこの運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(記録の整備)

第19条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、5年間保存しなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、5年間保存しなければならない。
 - (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 利用者ごとの次に掲げる帳票
 - ア. 介護予防支援・サービス計画表
 - イ. 介護予防支援経過記録
 - ウ. 介護予防支援・サービス評価表
 - エ. 利用者基本情報

変更後

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、胎内市、医療法人愛
広会及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成25年	4月	1日	改定
平成26年	5月	1日	改定
平成26年	5月16日		改定
平成28年	8月16日		改定
平成30年	12月16日		改定
令和3年	4月	1日	改定
令和4年	4月	1日	改定
令和6年	4月	1日	改定